

公 告

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、公告する。

令和7年12月22日

公益財団法人広島県下水道公社 理事長 上仲 孝昌



1 業務内容

(1) 委託業務名

沼田川流域下水道沼田川浄化センター
脱水ケーキ処理業務その2（コンポスト化）

(2) 委託業務場所

三原市円一町一丁目2番1号

(3) 委託業務概要

沼田川浄化センターから発生する脱水ケーキを搬出し、コンポスト化処理するものである。

予定数量 年間1,000トン（汚水の流入量及び運転の状況によって増減がある。）

搬出量 約9トン／回当たり

搬出日 発注者が搬出依頼した日（週2～3回程度（年末年始等の休日を含む。））

搬出時間 原則として午前6時又は午後6時で行うこととする。

(4) 委託業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(5) 入札方法

1トン当たりの単価で入札に付する。

2 入札参加資格

入札に参加できる者の形態は、単独企業又は共同企業体とする。

(1) 単独企業の場合

ア	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(ア) 営業に必要な右欄の許可等を受けていること。</p> <p>(イ) 広島県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。</p>	<p>1 産業廃棄物処分業を行なう区域を管轄する行政庁の産業廃棄物処分業（中間処理（発酵（汚泥）、肥料化（汚泥）又は堆肥化（汚泥）））の許可。</p> <p>2 積込、積卸場所を管轄する行政庁の産業廃棄物収集運搬業（汚泥）の許可。</p> <p>3 汚泥発酵肥料として農林水産大臣登録。</p>
イ	<p>他の入札参加希望者と次のいずれの関係にある者でないこと。</p> <p>(ア) 他の入札参加希望者の親会社（会社法第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。）。</p> <p>(イ) 他の入札参加希望者の子会社（会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。）。</p> <p>(ウ) 他の入札参加希望者の親会社の子会社。</p> <p>(エ) 役員又は管財人（会社更生法第67条の管財人及び民事再生法第64条の管財人を言う。以下同じ。）が他の入札参加希望者の役員又は管財人を兼ねている者。</p>	

	(オ) その他他の入札参加希望者と前記(ア)から(エ)までのいずれかと同視しうる資本関係又は人的関係にある者。	
ウ	前各号に掲げる事項のほか、次の事項を満たすこと。 (ア) 右欄の施設を有すること、かつ予定数量以上の年間実績を有すること。 (イ) 再委託は認めない。ただし、あらかじめ書面による承諾を得た場合は、この限りではない。	中間処理施設（発酵、肥料化又は堆肥化並びに処理能力 10 トン／日以上）
(2) 共同企業体の場合		
ア	共同企業体結成に係る協定を締結していること。 このことを証するため、代表者は資格要件確認書類の提出の際に、特定共同企業体入札参加資格審査申請書等をあわせて提出すること。	共同企業体協定書
イ	処分業務を行う構成員は、次のいずれにも該当すること。 (ア) 営業に必要な右欄の許可等を受けていること。 (イ) 広島県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。	1 産業廃棄物処分業を行なう区域を管轄する行政庁の産業廃棄物処分業（中間処理（発酵（汚泥））、肥料化（汚泥）又は堆肥化（汚泥））の許可。 2 汚泥発酵肥料として農林水産大臣登録。
ウ	収集運搬業務を行う構成員は、次のいずれにも該当すること。 (ア) 営業に必要な右欄の許可等を受けていること。 (イ) 広島県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。	積込、積卸場所を管轄する行政庁の産業廃棄物収集運搬業（汚泥）の許可。
エ	構成員は、他の入札参加希望者（自らを構成員とする共同企業体の他の構成員を除く。以下同じ）と次のいずれの関係にある者でないこと。 (ア) 他の入札参加希望者の親会社 (イ) 他の入札参加希望者の子会社 (ウ) 他の入札参加希望者の親会社の子会社。 (エ) 役員又は管財人が他の入札参加希望者の役員又は管財人を兼ねている者。 (オ) その他他の入札参加希望者と前記（ア）から（エ）までのいずれかと同視しうる資本関係又は人的関係にある者。	
オ	前各号に掲げる事項のほか、次の事項を満たすこと。 (ア) 右欄の施設を有すること、かつ予定数量以上の年間実績を有すること。 (イ) 再委託は認めない。ただし、あらかじめ書面による承諾を得た場合は、この限りではない。	中間処理施設（発酵、肥料化又は堆肥化並びに処理能力 10 トン／日以上）

3 入札手続等

(1) 設計図書の閲覧及び質問に関する事項

ア 閲覧期間

令和 7 年 12 月 22 日（月）から令和 8 年 2 月 2 日（月）まで（広島県の休日を定める条例（平成元年広島県条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前 9 時から午後 4 時 30 分までの間、閲覧及び公社ホームページに掲載する。

イ 閲覧場所

〒723-0015 三原市円一町一丁目 2 番 1 号

公益財団法人広島県下水道公社三原支所（沼田川流域下水道沼田川浄化センター）

電話（0848）67-6585

ウ 設計図書に対する質問

令和7年12月22日（月）から令和8年1月26日（月）まで（休日を除く。）の午前9時から午後4時30分までの間、書面を持参によりイの閲覧場所に提出すること。

エ 質問に対する回答書

令和7年12月22日（月）から令和8年2月2日（月）まで（休日を除く。）の午前9時から午後4時30分までの間、イの閲覧場所において閲覧に供する。

（2）入札参加資格の確認

ア 本件の一般競争入札への参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書に、誓約書のほか必要な添付書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。

イ 提出先

上記（1）イの場所

ウ 提出期間

令和7年12月22日（月）から令和8年1月16日（金）まで（休日は除く。）の午前9時から午後4時30分まで。

エ 提出方法

持参による。

オ 入札参加資格の確認結果の通知

令和8年1月21日（水）までに通知する。なお、共同企業体としての入札参加資格の適否を確認した時は、その確認結果を代表者に通知する。

カ 入札参加資格確認申請書等

入札参加資格確認申請書等の用紙はウの期間に上記（1）イの場所で配布する。又は公社ホームページからダウンロードすること。

（3）入札及び開札

ア 日時

令和8年2月3日（火） 午前 10時 30分

イ 場所

三原市円一町一丁目2番1号

公益財団法人広島県下水道公社三原支所（沼田川流域下水道沼田川浄化センター）

2階会議室

4 落札者の決定方法

予定価格の範囲内であり、かつ最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

5 その他

（1）前各項及び前各号に掲げるもののほか、別紙一般競争入札公告共通事項（委託業務）による。

（2）契約における特約事項

この入札による契約は、当該契約に係る令和8年度収入支出予算が成立した時をもって効力を生じるものとする。

6 問い合わせ先

〒723-0015 三原市円一町一丁目2番1号

公益財団法人広島県下水道公社三原支所（沼田川流域下水道沼田川浄化センター）

電話（0848）67-6585

一般競争入札公告共通事項（委託業務）

1 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者（共同企業体の場合は、構成員を含む。）は、次の要件をすべて満たしていかなければならない。

- ア この公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県下水道公社の入札等の参加制限及び広島県の指名除外措置の対象となっていないこと
- イ この公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分（本件入札に参加し、又は本件委託業務の受託者となることを禁止する内容を含まない処分であって、すでに広島県が行った指名除外措置の措置理由たる事情の全部又は一部がその処分理由と重複しているものを除く。）を受けていないこと
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づいて更生手続開始の申立てがなされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づいて再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、広島県知事が別に定める手続きに基づいて入札参加資格の再認定を受けていること
- エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと
- オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなってから5年を経過しない者又はこれらの者が事実上支配していると認められる団体若しくはその構成員でないこと

2 入札参加資格確認申請書等について

- (1) 入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。
- (2) 入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をしたことが判明したときは、入札に参加させない。また、後日指名除外措置を行うことがある。

3 入札方法等

- (1) 電報又は郵送による入札は、認めない。
- (2) 次に掲げる場合は、その者の入札を無効とする。
 - ア 公告に定める入札に参加する者に必要な資格のない者が入札を行ったとき
 - イ 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき
 - ウ 入札者が2以上の入札をしたとき
 - エ 他人の代理を兼ね、又は2人以上を代理して入札をしたとき
 - オ 入札者が連合して入札をしたときその他入札に際して不正の行為があったとき
 - カ 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき
 - キ 入札に際しての注意事項に違反した入札をしたとき
 - ク その他広島県契約規則第21条各号の一に該当するとき
- (3) 開札の結果落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、その場で直ちに、くじ引きを行って落札者を決定する。

4 入札保証金

免除する。

5 契約保証金

広島県契約規則第4条第1項第1号又は5号の場合においては免除する。

6 その他

- (1) 書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。